

選考試験の概要

第1次 試験

▶ 筆記試験

教科専門試験、一般教養・教職専門試験

第2次 試験

▶ 論文試験

各校種・養護教諭・栄養教諭に関するテーマによる論文

※ 論文試験は第2次試験ですが、第1次試験日に第1次試験受験者全員及び特別選考「前年度試験実績者」「かながわティーチャーズカレッジ（チャレンジコース）修了者」受験者を実施します

▶ 模擬授業

指定されたテーマに沿った模擬授業

▶ 個人面接

▶ 実技試験

一部の教科で実施

● 論文試験、模擬授業、個人面接については、ホームページで評価の観点を公開する予定です

本年度実施試験での主な変更点

▶ 特別支援学校における受験資格要件の緩和

特別支援学校の受験資格要件として、採用時に特別支援学校の教員普通免許状の所有を要件としていましたが、**特別支援学校の教員普通免許状がなくても受験をできるよう受験資格要件の緩和**を行います。

▶ 大学3年生等(※)早期チャレンジ選考の新設

大学3年生等を対象に試験科目の**早期受験を可能とする「大学3年生等早期チャレンジ選考」を新設**します。

※大学院1年生、短期大学1年生、専門学校1年生等を含みます。

▶ 特別選考「スポーツ・芸術実績者」の見直し

特別選考「スポーツ・芸術実績者」を廃止し、芸術（音楽・美術）に係る筆記試験加点制度を追加します。

▶ 特別選考「かながわティーチャーズカレッジ修了者」の見直し

- 特別選考「かながわティーチャーズカレッジ（オープンコース）特別修了者」の新設
オープンコース修了者のうち、条件を全て満たした人は、「特別修了者」として、第1次試験の一部（一般教養・教職専門）を免除します。
- 特別選考「かながわティーチャーズカレッジ（チャレンジコース）修了者」に対する対象校種・教科の拡大
チャレンジコース修了者の対象校種・教科に中学校美術、技術、家庭を追加します。また、修了者には他のチャレンジコース修了者と同様に、**第1次試験（一般教養・教職専門、教科専門）を免除**します。

※詳細は実施要項をご覧ください。

私らしく かながわで

神奈川の障がい者雇用について

神奈川県では全国に先駆け、障がいの有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた「支援教育」の推進に取り組んできました。障がいのある人が教員として教壇に立つことは、「支援教育」をさらに進めることのみならず、子どもたちに対する極めて高い教育的効果が期待されることから、障がいのある人の採用を積極的に進めています。

障がいのある人を対象とした特別選考について

神奈川県では、本年度募集の全ての校種等・教科（科目）を対象とし、「障がいのある人を対象とした特別選考」を実施しています。試験の実施にあたっては、必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場内の配慮等をします。また、障がいの種類や程度によって実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応も行います。

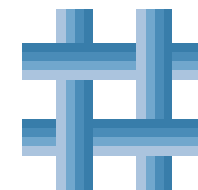
採用後の配属の職場環境の配慮

障がいの種類や程度を勘案して配属します。

この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



ともに生きる社会 かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- ― 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ― 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ― 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ― 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます